

チリの食料需給と農産物貿易

主席研究員 藤野信之

〔要 旨〕

- 1 チリは南米の小国だが、新自由主義的経済運営や開放的な貿易政策と、長期にわたる安定的経済成長を特徴としている。背景には銅を中心とする豊富な鉱物資源があり、輸出額に占める鉱産物の構成比は63%と高い(2010年)。しかし、そのなかには農産物の貢献もあり、農林水産物全体の構成比は同6.1%、果実で5.2%と、果実を中心としたプレゼンスが大きい。
- 2 最近では、日本を巻き込むTPP(環太平洋パートナーシップ協定)の前身となるP4協定の当事国としても知られる。P4協定やTPPでは、例外なき関税撤廃が旗印とされるが、FTA(自由貿易協定)先進国チリにおいてさえ、対EU、韓国等その多くのFTAで、小麦、小麦粉、砂糖がセンシティブ品目として関税撤廃の除外品目とされている。
- 3 チリは人口規模が小さい内需貧困国であったことから貿易志向が高く、当初70年代からは一方的な片務的関税率削減を行ったが、輸出促進効果が少ないことから、その後2000年代に入ってからは双務的関税削減を伴うFTA締結路線に転換した。米国、カナダ、メキシコの北米3か国や、日中韓各国、EU等とFTAを締結しており、FTA締結相手国のGDPが世界全体のGDPに占める割合は87.3%と、世界一の網羅性を誇っている。
- 4 チリは輸入代替工業化政策をあきらめたなかで50年代に負担となっていた農産物貿易における輸入超過を解消するために、ほぼ自給していた小麦の収穫面積を減少させながら新たな輸出産品の目玉として米国に範を求めつつ果実生産を促進してきた。市場標的である北半球と季節が逆になる与件のなかで、自給的穀類生産から、野菜や輸出用果実生産・輸出国への転換が行われてきた。なお、農産物輸出入先としても米国とのつながりが最も大きい。
- 5 73年からのピノチェト軍事政権以降では、新自由主義的経済運営へと舵がきられた。80年代以降に果実輸出を振興したのは、ドールやデル・モンテ、チキータ等の多国籍アグリビジネスであった。これらは、輸出という販路を提供する形で、73年以前に培われた果実生産基盤やインフラを前提にして、チリの果実輸出大国化に貢献していった。
しかし、①海外の輸入業者、小売業者が直接に生産者とのコンタクトを求めだし、②生産者が多国籍アグリビジネスの一括精算を嫌いだしたこと等から、「自分で売りたい」との動きにつながっていった。こうしたなかで、輸出企業数は現在700~800社に増え、多国籍アグリビジネスはシェアを低下させることとなり、現在では30%にまで低下した。
- 6 チリは、輸出促進のためにFTAを推進しつつ、同時に果実振興で生産減となった小麦の保護を合わせ行ってきた。これらは、優れて戦略的な国家政策であるといえよう。

目次

はじめに

- 1 新自由主義的経済運営とFTAの推進、
農業振興
- 2 チリ食料需給の全体像とセンシティブ品目
- 3 チリ農業の概要
 - (1) 品目別生産の動向
 - (2) 品目別輸出の動向
 - (3) 農地利用状況と農業構造
 - (4) 地域別の特徴
 - (5) 果実生産への重点化
 - (6) 多国籍アグリビジネスの果たした役割
 - (7) 農業政策の動向
- 4 果実の生産・需給動向

(1) ブドウ

(2) リンゴ

5 センシティブ品目の生産・需給動向

(1) 小麦

(2) 甜菜・砂糖

6 貿易政策と農産物貿易動向

(1) 貿易政策の動向

(2) 価格バンド制と今後の見通し

(3) FTAの締結状況

(4) 農産物の貿易動向

(5) 日・チリFTAの動向

おわりに

はじめに

チリは南米の小国だが、新自由主義的経済運営や開放的な貿易政策と、それらによる長期にわたる安定的経済成長を特徴としている。もちろん、その背景には銅を中心とする豊富な鉱物資源があり、輸出額に占める鉱産物の構成比は63%と高い（金額ベース、2010年、JETRO）。しかし、そのなかには農産物の貢献もあり、農林水産物全体の構成比は6.1%、果実で5.2%と、農業分野で見ると果実を中心としたプレゼンスが大きい。また、よく知られているチリワインは、加工食品類と合わせて同11%を占める稼ぎ頭ともなっている。

最近では、日本を巻き込むTPP（環太平洋パートナーシップ協定）の前身となるP4協定の当事国としても知られる。P4協定や

TPPでは、例外なき関税撤廃が旗印とされるが、FTA（自由貿易協定）先進国チリにおいてさえ、その多くのFTAで、小麦、小麦粉、砂糖がセンシティブ品目として関税撤廃の除外品目とされている。

そこで、本稿ではチリの食料需給の概要と、果実を中心とする農業や農産物貿易の概要、特徴を整理し、チリにおける貿易自由化の促進要因と農業の関係を検討してみることとしたい。

1 新自由主義的経済運営と FTAの推進、農業振興

チリは南米大陸西側の中・下部に縦長の、国土面積75万6千km²（日本の約2倍）、人口1,711万人（2010年、世銀）、スペイン移民系住民75%の立憲共和制の国である。主要産業は、鉱業、商業、農業、農産加工業

で、1人当たり国民総所得は10,120米ドル(10年, 世銀)と、南米の中では先進国並みの豊かさを誇る。

1970年の世界史上初の選挙によるアジェンデ社会主義政権誕生は有名だが、73年にはクーデターによってピノチェト軍事政権が誕生した。軍事政権は、国家主導型産業育成策から民間主導の開放政策へと転換し、順調で安定的な経済発展を実現した。これらの政策立案・推進にはシカゴ大学で新自由主義的経済学を主導したフリードマン教授の教えを受けたシカゴ学派の面々が登用された。

また、人口規模が小さい内需貧困国であったことから貿易志向が高く、当初70年代からは一方的な片務的関税率削減を行ったが、輸出促進効果が少ないことからその後2000年代に入ってから^(注1)は双務的関税削減を伴うFTA締結路線に転換した。米国、カナダ、メキシコの北米3か国や、日中韓各国、EU等とFTAを締結しており、南米諸国とはメルコスル(MERCOSUL=南米南部共同市場)や、アンデス共同体(CAN)(いずれも関税同盟)への準加盟、アラディ(ALADI=ラテンアメリカ統合連合, FTA)への加盟を行っている。チリのFTA締結相手国のGDPが世界全体のGDPに占める割合は87.3%と、2位のメキシコ(71.6%)、3位韓国(60.9%)を上回る世界一の網羅性を誇っている(韓国企画財政省)。

また、チリにおいては輸入代替工業化政策をあきらめたこともあり、その自然条件を生かした、輸出を念頭に置いた農業振興

が行われてきた。自然条件とは、地中海性気候に恵まれて四季がはっきりしており、植生が隔絶されていて(北=アタカマ砂漠, 西=太平洋, 東=アンデス山脈, 南=南極)病虫害が少ないことである。こうした条件のなかで、自給的穀類生産から、野菜や輸出型果実生産・輸出国への転換が行われてきた。

(注1)道下(2010)

2 チリ食料需給の全体像とセンシティブ品目

まずはじめに、現在のチリの食料需給全体を概観してみよう(第1表)。

国民の主食となる小麦は国内需要量が200万トンで、そのうち115万トンを主として米国から輸入している。そのほとんどが畜産飼料となるトウモロコシも、内需280万トンのうち自給しているのは110万トンにとどまり、その大宗をアルゼンチンからの輸入に頼っている。国内で甜菜生産があるものの砂糖内需70万トンは満たせず、砂糖50万トンを中南米から輸入している。植物油も、内需20万トンの自給率(重量ベース, 以下同じ)は30%にとどまり、主として大豆油をアルゼンチンから輸入している。

しかし、それ以外の主要食料における品目別自給率は100%を上回る。輸出志向の農業生産を推進してきた以上、当然の帰結でもあるが、酒類の自給率は152%(ワインは318%)、果実は534万トンの生産量のうち64%の341万トンを輸出している(リンゴは

第1表 チリの主要食料需給状況(2007年)

(単位 千トン)

		国内供給				計 =国内需要 (b)	自給率 (%) (a/b*100)	加工	1人当たり 消費 (kg/年)
		国内生産 (a)	輸入	在庫取崩	輸出				
穀物	計	2,786	3,307	△90	347	5,656	49.3	101	143.7
	うち小麦	1,096	1,147	△115	125	2,002	54.7	—	111.6
	トウモロコシ	1,123	1,789	0	77	2,834	39.6	0	21.2
甜菜		1,518	—	—	—	1,518	100.0	1,518	—
砂糖		330	495	△129	6	689	47.9	—	41.4
植物油		59	55	95	9	199	29.6	1	9.0
野菜		2,473	46	0	566	1,953	126.6	—	88.6
果実	計	5,337	298	0	3,413	2,221	240.3	1,005	54.0
	うちリンゴ	1,370	32	0	1,335	67	2,044.8	—	2.8
	ブドウ	2,350	12	0	1,103	1,259	186.7	1,005	4.9
酒類	計	1,387	80	377	934	910	152.4	0	52.6
	うちワイン	792	6	377	926	249	318.1	0	15.0
肉類		1,346	195	0	251	1,289	104.4	0	77.9
ミルク		2,460	115	0	397	2,178	112.9	—	93.0
魚介類		4,990	97	939	4,507	1,518	328.7	—	20.1

資料 FAO食料需給表から作成

生産量137万トンのほぼ全てを輸出、ブドウは生産量235万トンのうち約5割を輸出し、43%をワイン等の加工に回す)。野菜の自給率も127%と高く、250万トン弱の生産量の23%を輸出している。肉類には自給力があり、ミルクは生産量の16%を輸出している。

チリと聞くと、圧倒的な農産物輸出大国が思い浮かぶが、実態は、果実、野菜、ワインに特化した農産物輸出国であり、小麦、砂糖、植物油等をセンシティブ品目として抱えている。

3 チリ農業の概要

(1) 品目別生産の動向

チリの生産量が100万トンを超える主要農産物の生産額、生産量と単価を見ると、

第2表 チリの主要農産物の生産額・量(2010年)

(単位 百万ドル, 千トン, ドル/kg)

	生産額	生産量	単価
ブドウ	1,575	2,756	0.57
ミルク	732	2,530	0.29
小麦	211	1,524	0.14
甜菜	61	1,420	0.04
リンゴ	465	1,100	0.42
イモ類	166	1,081	0.15
トマト	333	900	0.37
鶏肉	717	504	1.42

資料 FAOから作成

ブドウが圧倒的に多く、かつ単価も高い。生産量は、次いでミルク、小麦、甜菜、リンゴ、イモ類と続く。

自給が達成されておらず、センシティブ品目となっている小麦、砂糖(原料となる甜菜)も重要生産物であることが分かる(第2表)。

(2) 品目別輸出の動向

チリの輸出額が2億米ドルを超える主要農産物の輸出額と単価を見ると、ワインが稼ぎ頭で14億ドル（単価2ドル/kg、「ドル」は全て「米ドル」で、単価の単位はkg当たり、以下同じ）であり、次いでブドウ12億ドル（単価1.4ドル）、リンゴ5億ドル（単価0.7ドル）、果実調製品4億ドル（単価1.5ドル）と続く（第3表）。

ブドウの主要なコンペティターとなる輸出国は、季節が同じく北半球と逆転する、南アフリカ、豪州となるが、それぞれの輸出額は世界5位（チリの3割、単価は1.3ドル）、10位（同13%、同2.1ドル）にとどまる。

リンゴについて同様に見てみると、ニュージーランドが世界9位（世界6位であるチリ輸出額の52%）、南アフリカが10位（同47%）、アルゼンチンが12位（同29%）、豪州が16位（同12%）、ブラジルが17位（同11%）となっている（単価はいずれも0.7ドルで同じ。ただし、ニュージーランドは0.9ドル、ブラジルは0.6ドル）。これらの国々は、チリと同様に南半球に位置するコンペティターだが、いずれも近年の生産量は横ばい傾向に

第3表 チリの主要農産物の輸出額・量(2009年)

(単位 千トン, 百万ドル, ドル/kg)

	輸出量	輸出額	単価
ワイン	692	1,374	1.99
ブドウ	850	1,155	1.36
リンゴ	679	497	0.73
果実調製品	278	416	1.50
豚肉	78	286	3.67
アボカド	166	284	1.71
食物調製品	51	280	5.47
トウモロコシ	77	195	2.55
クランベリー	39	184	4.77
鶏肉	81	165	2.03

資料 第2表に同じ

ある。

(3) 農地利用状況と農業構造

チリの農用地面積は、国土面積の21%となる1,600万ha弱であるが、うち9割の1,400万haは永年採草・牧草地であり、耕地面積は127万haにとどまる（09年、FAO統計）。

耕地面積を作物別に見ると、小麦等の1年生作物が83万4千ha（構成比64%）と圧倒的に大きく、次いでブドウを除く果樹22万2千ha（同17%）、ブドウ12万ha（同9%）、野菜12万ha（同9%）となる（第4表）。

チリの農場数、農場面積を経営形態別に見ると、国内農場総数33万のうち97%の32万経営体が個人経営であり、株式会社等の団体経営は1万1千経営体（構成比3.3%）にとどまる。農場面積で見ると、個人経営の占める割合は36%と約3分の1であり、団体経営が64%と、約3分の2を占める。とはいえ、株式会社等の営利企業による占有面積は14.6%、その他の共同経営体は16.0%で、実質的には個人経営の占有面積と均衡している（第5表）。

第5表の数値には林業等が含まれているため、それを除いた第4表ベースで、作物

第4表 チリの作物別作付面積(2003~04年)

(単位 ha, %)

	面積	構成比
1年生作物	834,240	64.4
果実	221,915	17.1
ブドウ	119,950	9.3
野菜	119,000	9.2
合計	1,295,105	100.0

資料 ODEPA(チリ農務省, 2005) "Panorama de la Agricultura Chilena" から作成

(注) 1年生作物は穀類、甜菜、イモ、豆類等。

第5表 チリの経営形態別農場数・農場面積(1997年)

(単位 千経営体, 千ha, %)

	農場		農場面積	
	農場数	構成比	農場面積	構成比
個人経営計	319	96.7	18,259	35.6
個人農業者	291	88.2	14,217	27.7
世襲・事実上の共同経営体	28	8.5	4,041	7.9
団体計	11	3.3	33,041	64.4
株式会社・有限会社	8	2.4	7,480	14.6
公的セクター	1	0.3	15,541	30.3
その他の共同経営体	2	0.6	8,213	16.0
先住民グループ	0.3	0.1	1,807	3.5
合計	330	100.0	51,300	100.0

資料 第4表に同じ

(注) 1 林業を含む。

2 その他の共同経営体には、宗教団体、学校、第I, VI, VII州の株式会社、有限会社を含む。

第6表 チリの作物別・農場規模別の農地面積(1997年)

(単位 千ha, %, ha)

	穀物		野菜・花卉		ブドウ		果実		合計		平均利用農地面積
	農地	構成比	農地	構成比	農地	構成比	農地	構成比	農地	構成比	
自給的	32	3.3	6	4.6	1	1.6	8	3.4	47	3.3	0.5
小規模	385	40.3	51	40.2	32	39.0	61	25.9	530	37.8	3.0
中規模	160	16.7	26	20.4	13	15.3	49	20.6	247	17.6	14.4
大規模	377	39.5	44	34.3	36	44.0	118	49.9	576	41.1	60.2
休耕ほか	2	0.2	1	0.5	0	0.1	0	0.2	3	0.2	0.1
合計	955	100.0	127	100.0	82	100.0	237	100.0	1,402	100.0	4.3

資料 第4表に同じ

(注) 平均利用農地面積は、4作物の合計農地を全作物の規模別農場数で除したものの。

別、農場規模別の農業構造を見てみよう(第6表)。経営規模別の農地配分構成比は、小麦等の1年生作物、野菜・花卉、ブドウでは、ほぼ同様に小規模農場と大規模農場が約4割ずつで、間に挟まれた中規模農場が約2割となっている。これに対してブドウを除く果実では、中規模農場は同様に約2割だが、大規模農場が5割を占め、その分小規模農場が減って2割5分となっている。果実生産においては大規模農場への農地集積度が高いことが分かる。

4作物の合計農地面積を全作物の規模別農場数で除して、規模別の平均利用農地面積を算出してみると、大規模農場は60ha

(1万農場)、中規模14ha(1.7万農場)、小規模3ha(17.6万農場)、自給的農場0.5ha(10.3万農場)となる。全農場数の3分の1を占める自給的農場の規模が極めて小さいことが特徴的である。

果実生産だけについて見ると国内の果実生産者は2.8万人おり、5ha以下の1.9万人は国内市場向けの生産者であり、平均21.2haの9千人が輸出向け生産者となっている(11年)。

(4) 地域別の特徴

チリは北から南まで、中ほどにサンティアゴ首都圏区を挟んで第1州から第12州ま

での12州と1区で構成されている。第1, 2州の「最北部」では穀類等の作付けはほとんどなく、鶏等の飼育が行われている。第3, 4州の「北部」では小麦等の穀類や果実、野菜生産が行われ、山羊飼育も行われている。第5, 6州と首都圏区の「中部」では南の州ほど作付面積が拡大し、穀類や果実、野菜の主要生産地域となる。また、鶏、豚、牛の畜産経営も行われている。

第7, 8州の「中南部」では南の州ほど穀類等の作付面積が拡大し、第7州では作付面積の過半、第8州ではほとんどが穀類等で占められている。第9州の「南部：辺境地域」では穀類等の作付面積が大きく、ほかに果実ではリンゴが作付けられている。第10州の「南部：湖水地域」の作付面積は小さく、第9州同様に穀類等が圧倒的で、少量のリンゴ等が生産されている。第7～10州では牛、豚の畜産経営が行われている。

第11, 12州の「最南部」では作物生産はほとんどなく、羊の飼育が行われるほかは林業地域となっている。

(5) 果実生産への重点化

それでは、どうやってチリ農業が穀類自給的なものから、果実生産に重点を置いた輸出志向型の農業に転換してきたのかについて歴史的経緯を検討してみる。

今から50年前の1961年時点では、チリは主食の小麦をほぼ自給していた。生産量は103万トンと、国内需要量129万トンの80%に達し、輸入量は28万トンに抑えられてい

た。その代わり小麦の収穫面積は、耕種および果樹農業面積約140万haのうちの過半となる77万haを占めていた。

その後、64年に成立したキリスト教民主党政権および70年のアジェンデ社会主義政権は、国家主導の生鮮果実輸出振興を、チリ・カリフォルニアプログラムや産業振興公団 (CORFO) による「フルーツ・プラン」の実施によって行った。それは、50年代に負担となっていた農産物貿易における輸入超過を解消するための、新たな輸出製品の育成策の目玉として登場した。フルーツ・プランの内容は、「調査・研究とインフラの整備に主眼が置かれており、具体的には、①国内の果実生産が可能な農地面積および潜在的生産量の推計、②外国市場における需要の分析、③(②の内容をふまえたうえで)カリフォルニアからの新しい品種の導入^(注2)、④主力産地における道路の整備と保冷施設の建設、⑤輸出果実の衛生管理、⑥果樹栽培に関する半ば補助金的な融資の提供^(注3)、等からなっていた。」

73年からのピノチェト軍事政権以降では、新自由主義的経済運営へと舵がきられ、フルーツ・プランは70年代に消失していった。80年代以降に果実輸出を振興したのは、ドールやデル・モンテ、チキータ等の多国籍アグリビジネスであった。これらは、輸出という販路を提供する形で、73年以前に培われた果実生産基盤やインフラを前提にして、チリの果実輸出大国化に貢献していった。

リンゴの収穫面積は70年頃を起点に90年

代後半にかけて急拡大し、ブドウは75年頃から漸増していき、90年頃を起点にして近年に至るまで急拡大した。一方で、小麦の収穫面積は61年以降漸減していき、75年頃から急減し、85年に一旦回復するものの、その後は再び減少傾向にあったが、近年では果実収穫面積の横ばい化に伴って下げ渋っている（これらについての詳細は、後記4、5のとおり）。

(注2) 特にテーブル・グレープにおいては、自然条件が似通っていること、主たる輸出市場が米国であるという二つの理由から、現在でも新しい品種や技術の導入はカリフォルニアを範とする場合が多い。

(注3) 中西(2010), 54頁

(6) 多国籍アグリビジネスの果たした役割

とはいえ、チリにおける果実生産自体に直接的に多国籍アグリビジネスの参入があった訳ではない。果実生産自体は、チリ人による、チリの投資で行われた。多国籍アグリビジネスは、あくまで輸出を担ったに過ぎない。もちろん、農産物生産にとって販路、需要を押さえることは決定的に重要であり、果実のような副食物ではなおさらである。これは、同じ南米ブラジルのセラード開発の大豆生産において穀物メジャーが採った手法と似ている。

果実輸出の担い手は、30年前にはドール、チキータ、デルモンテ等の8社程度の多国籍アグリビジネスで、輸出量シェアは70～80%だった。農家は、多国籍企業でも売ってくれれば歓迎するし、それらが果実の生産技術、輸出手続、投資等のプロモーター

になったことは疑いない。チリとしても、多国籍アグリビジネスに輸出を担われても、チリという国に成果をもたらし、検疫や市場のルールをもたらすものとして評価した。これは、鉱業の分野で、中国、日本、カナダがチリに投資し、チリに成果をもたらすのと同じことでもある。

また20～30年前は、輸出業者を通じた方が輸出価格が高かったという側面もあった。当時は果実需要が増えないなかで、価格は需要で決まっていた。5～10年前から、価格の決定権がオファー側になり、価格は低下傾向で、生産者もコストダウンを求められるようになった。これは、輸出国に、同じ南半球に位置する南アフリカ、アルゼンチン、ブラジル、ペルー等が加わって競争が激しくなったことによる。

こうしたなかで、多国籍企業は自ら土地を買って生産しようとしたこともある（チリには農業投資への外資規制はない。ただし国境沿いには制限があり、また巨大所有は禁止されている）。しかし、農業生産は難しくてうまくいかず、多国籍企業はほとんどの農地を売り払い、彼らはブローカーに戻った。

一方で、果実生産の利益率は年々低下しており、生産者はいかに短時間で効率よく仕事するかを考えるようになった。また、海外の輸入業者、小売業者が直接に生産者とのコンタクトを取りたいという要望もでてきた。これらや、競争激化を受けて、生産者自身や生産者がグループ（チーム）を作って輸出する動きが生じてきた。また、

大輸出会社は、買取仕入れの際に生産物を一括して輸出し同一の値段で精算していたが、これは生産者の品質向上インセンティブを低下させ、「自分で売りたい」との動きにつながっていった。こうしたなかで、輸出企業数は現在700～800社に増え、多国籍アグリビジネスはシェアを低下させることとなり、現在では30%にまで低下した。

筆者が11年12月に行った第7州クリコ県サグラダファミリア市内の中規模ブドウ農家B氏(14.5ha、ワイン用ブドウは12.5ha)へのヒアリングによれば、これまでのブドウ販路の発展過程は、当初は①近接モリーナ市内のワイン業者への原料ブドウ販売、次いで②チリ最大のワインメーカー(コンチャ・イ・トロ)との原料ブドウの契約栽培、そして現在では③自家ブランド(RR Wuine)のワインに加工しての直接貿易である。この程度の規模のワイン用ブドウ生産農家が、独自ブランドのワイン醸造を行って、直接貿易するまでに至っていることに注目する必要がある。

なお、チリにも過去においては多くの農協があったが、政治的活動が主力であった。ただし少数ながら、現在でも販売に目を向けて活動してきた優良農協もあり、^(注4)コロン(ミルク組合)は成功しているとされる。

(注4) 3(6)の内容は、主として筆者による11年12月のチリ農務省 農業政策研究局(ODEPA)、チリ全国農業協会(SNA)、チリ果実生産者連盟(FedeFruta)におけるヒアリングによる。

(7) 農業政策の動向

チリにおける農業政策の基本方向は、収

益力と国際競争力の強化に重点が置かれているが、同時にまた、環境、経済、社会の持続性のもとでの中小農家や農村居住者・労働者の所得と生活の質の向上を目指している。

そのために、農民の安全・安心、市場開発、自然資源の生産性向上、競争力強化、高品質農業、森林開発、農村地域発展の7項目を推進するとしている。^(注5)

また、小規模農家に対しては、融資支援や、土壌劣化にINDAP(国家農牧発展研究所)を通じての肥料支援、灌漑振興プログラムによるダムや水路の建設等の支援を行っている。これらの支援は、農務省の11の附属機関のうちの5機関によって行われている。①INDAPの他には、②CMR(国家灌漑委員会)によるダム・水路での灌漑推進、③INIA(農牧研究所)による農業技術開発・支援、④CONAF(森林公団)による森林からの生産物推進、⑤FIA(農業改革財団)による資金的支援がある。さらに、CORFO(生産振興公団)は経済省の機関だが、小企業化のインセンティブを与え、外務省の森林農牧輸出振興基金の資金は農務省のものが使われる。なお、INDAPの支援対象となる小規模農家は、「灌漑可能な農地12ha以下」となっているが、中規模農家も支援対象とするために現政権終了時点までに「16～20ha」にまで広げる意向がある。^(注6)

また、農業予算とは別に、農業高校の授業料の無償化が行われている。^(注7)

(注5) ODEPA(2005)

(注6) 筆者11年12月ODEPAヒアリング他。

(注7) 筆者11年12月IER(農村教育機関)ヒアリング。

4 果実の生産・需給動向

チリにおける果実生産は、約30万haの面積で、日本に学んで斜面も用いて生産されている。

チリにおける果実生産の長期的な推移を見ると、今から半世紀を遡るフルーツ・プランの始まる前の61年において既にブドウとリンゴは2大生産品目であったが、その時点での果実中の生産量構成比は、ブドウが75%と圧倒的な首位で、リンゴは9%にとどまっていた。

各生産量は、09年までの半世紀間で、ブドウは85.3万トンから250万トンへと2.9倍に増加したが、構成比は46%に低下し、リンゴは9.9万トンから109万トンへと11倍と大幅に増え、構成比も20%へと拡大した。その他、桃、アボカド、プラム、キウイ等いくつかの果実も生産量を増加させ、生産品目の多様化に貢献したが、前記3(1)(2)のとおり主役はあくまでブドウであり、急拡大してきたリンゴである(FAOSTAT)。

そこで、ここでは、チリの2大輸出農産物でもあるブドウとリンゴの生産と需給動向を整理しておこう。

(1) ブドウ

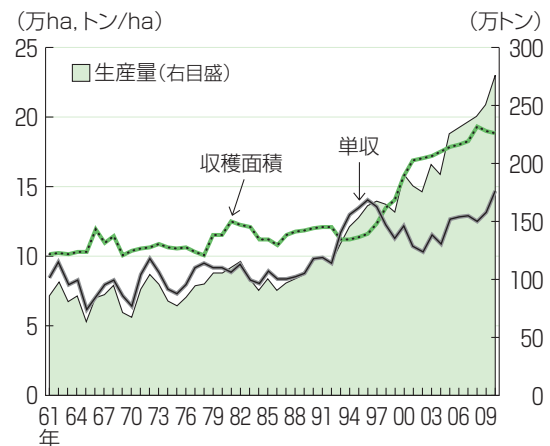
ブドウの収穫面積は61年では10.1万haだったが、フルーツ・プランが奏功し始めた75年頃から漸増していき、90年頃を起点にして近年に至るまで急拡大し、09年の19万haへと1.9倍に増加した。単収も同様に、61

年の8.4トン/haから75年頃より漸増していき、90年頃を起点にして近年に至るまで増加傾向を維持し、09年の13.2トン/haへと1.6倍に増加した。生産量の増加に与えた影響は、収穫面積要因の方が単収要因よりも大きい(第1図)。化学肥料の使用量は80年頃を起点にして急拡大したが、単収増にはINDAPの指導も受けた化学肥料の増加が寄与した(FAOSTAT他)。

収穫面積の分布を見ると、「北部」に属する第4州と、第5、6州と首都圏区からなる「中部」、および第7、8州の「中南部」が大宗をなしている。

生鮮ブドウの国内需要は少なく、そのほとんどが輸出される。輸出量は漸増傾向にあり、輸出単価も輸出量の増大に連動するように上昇してきた。なお、ブドウ加工品であるワインも、ほぼ同様の傾向にある。しかしながら、90年代にことに高かった国内インフレ率を考慮すると輸出単価は横ばいとされ、実際にGDPデフレーターを用いて実質価格を算出すると、過去20年間の輸

第1図 チリのブドウ生産推移

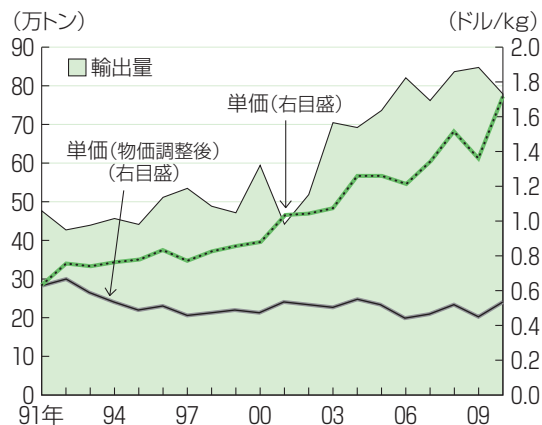


資料 FAO STATから算出し、作成

出単価はほぼ横ばいとなる（第2、3図）。いずれにしろ、国際市場で受け入れられた価格が上昇したことは、チリブドウがその季節性を前提にしながら品質面で評価されたことを意味しよう。

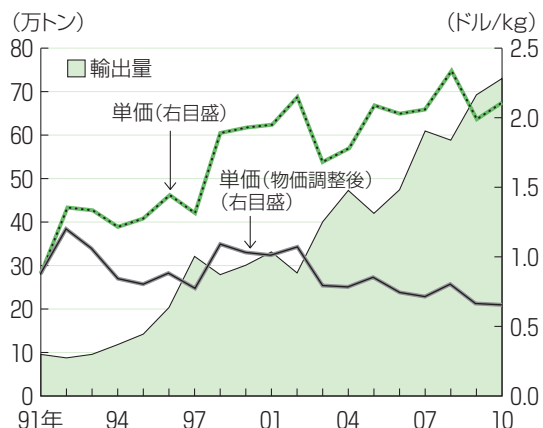
生鮮ブドウ輸出量の対世界輸出量シェアは、この30年間で81年の12.4%から10年には36.1%へと、世界全体輸出量の3分の1強にまで拡大した（USDA PSD online）。

第2図 チリの生鮮ブドウ輸出量推移



資料 UN comtrade, IMF(World Economic Outlook Databases)から作成
 (注) 単価(物価調整後)は、GDPデフレーターを用いた試算値。

第3図 チリのワイン輸出量推移



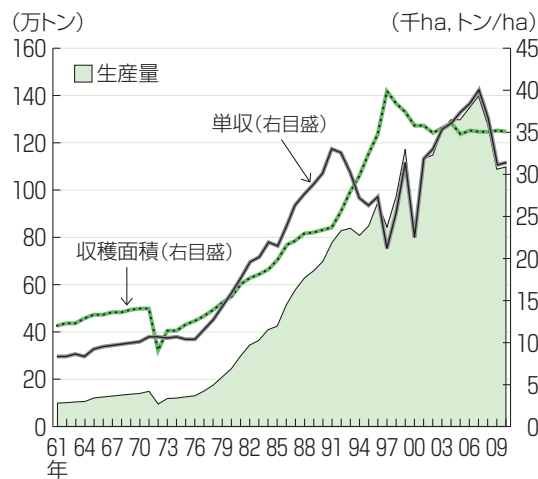
資料 第2図に同じ
 (注) 1 ぶどう搾汁を含む。
 2 単価(物価調整後)は、GDPデフレーターを用いた試算値。

この間の対ドル為替レートの推移を見ると、04年以降強含みに推移した銅価格を背景にほぼ1ドル=600チリペソ台後半から500チリペソへと上昇してきた。チリの果実輸出の成功の裏には、その経済力（為替の安定性）を支える銅があったといえよう。

(2) リンゴ

リンゴの収穫面積は61年では1.2万haだったが、70年頃を起点に90年代後半にかけて急拡大して97年には4万haのピークをつけたものの、その後は伸び悩んでおり、09年では61年対比で2.9倍の3.5万haとなった。単収もほぼ同様の推移を示しており、61年の8.3トン/haから急増して91年には33トン/haのピークをつけたものの、90年代には一旦低迷し、2000年以降再び増加傾向となり、09年では61年対比で3.7倍の31トン/haとなった。生産量の増加に与えた影響は、収穫面積要因と単収要因がほぼ均衡しているが、単収要因の方がやや上回る（第4図）。

第4図 チリのリンゴ生産推移



資料 第1図に同じ

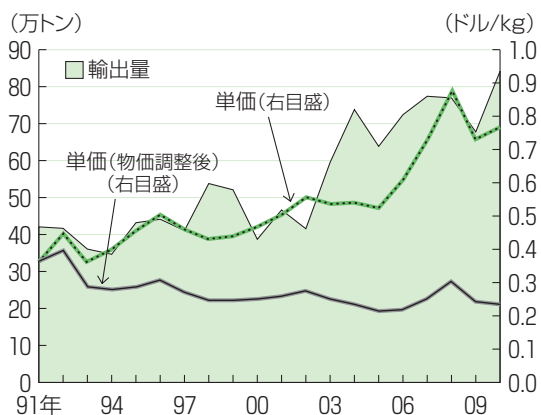
品種としては大括りに赤リンゴと青リンゴに分けられ、赤リンゴが大宗を占めている。リンゴにおいても、単収増はINDAPの指導も受けた化学肥料の使用量の増加が寄与した。

収穫面積は、リンゴが寒冷地に適することから、「中部」に属する第5、6州と首都圏区がほとんどを占める。

リンゴの国内生鮮消費量はブドウ同様に少なく、生産量の約3分の1は果汁加工用に仕向けられ、同約2分の1が輸出される。輸出量はブドウ同様に漸増傾向にあり、輸出単価も輸出量の増大に連動して上昇してきた。しかしながら、ブドウと同様に実質ベースの輸出単価はほぼ横ばいとなるが(第5図)、名目単価の上昇は国際市場での品質評価を表しているものといえよう。

リンゴ輸出量の対世界輸出量シェアは、この30年間で81年の8.0%から10年には16.3%へと倍増した(USDA PSD online)。

第5図 チリの生鮮リンゴ輸出量推移



資料 第2図に同じ
(注) 単価(物価調整後)は、GDPデフレーターを用いた試算値。

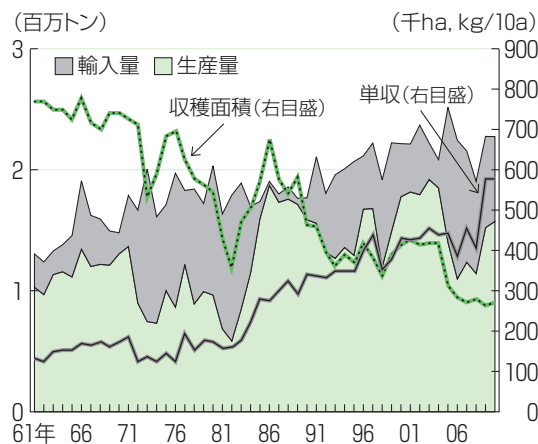
5 センシティブ品目の生産・需給動向

(1) 小麦

小麦の収穫面積は61年の77万ha以降漸減していき、75年頃から急減し、85年に一旦回復するものの、その後は再び減少傾向にあったが、近年では果実収穫面積の横ばい化に伴って30万ha弱で下げ渋っている。一方で、単収は10a当たり100kg台から500kg台後半へと漸増してきた。この結果、生産量は61～84年ではおよそ100万トン程度、85年以降では150万トン程度で推移している(第6図)。単収増が化学肥料の使用増によるのは、果実と同様であるが、INDAPが推進した灌漑普及も奏功した。小麦の単収水準は、近年では主要生産国(地域)で最も高いEUに匹敵するまでに至った。

収穫面積は、小麦が寒冷地に適することから、第9州「南部：辺境地帯」が最も大きく、次いで「中南部」第7、8州、「中

第6図 チリ的小麦生産・需給推移



資料 USDA PSD Onlineから作成

部」に属する第6州と続く。

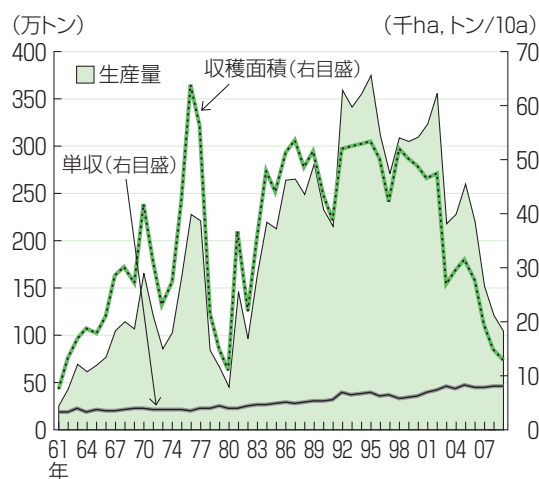
(2) 甜菜・砂糖

甜菜の収穫面積は主に国際砂糖価格の影響を受けて61年の0.8万haから76年の6.4万haへと急増したが、80年に一旦急減し、80年代をかけて回復した後、03年以降再び急減している。単収は、61年から09年の間に10a当たり3.2トンから8.1トンへと2.5倍となり、収穫面積も近年、国際砂糖価格の低下によって急減しつつも1.3万haへと1.7倍になった。これにより、生産量は25万トンから95年に374万トンのピークをつけた後は急減したものの、09年では104万トンを確認した(第7図)。単収増が化学肥料の使用増によるのは、果実と同様である。

収穫面積は、甜菜が寒冷地に適することから、「中南部」の第8州が大宗を占め、次いで第7州が大きい。

加工品である砂糖の需給を見てみると、甜菜糖生産量の頭打ち、減少傾向を受け

第7図 チリの甜菜生産推移



資料 第1図に同じ

て、近年精製糖の輸入量が急増している(USDA PSD online)。

6 貿易政策と農産物貿易動向

(1) 貿易政策の動向

チリの貿易政策を一言でいえば、新自由主義的経済運営のなかでの積極的自由化・開放策ということになる。WTOの原加盟国であり、ケアンズ・グループの一員として先進国の国内保護の撤廃等を主張している。また、94年にはAPECに加盟し、96年にはメルコスルにも準加盟し、06年にはTPPの前身となるP4協定に加盟している。一般関税率は、現在原則として一律6%となっている。これは、法令19589号により、99年1月1日から、5年間で毎年1ポイントずつ関税を引き下げ、03年1月1日に6%となったものである。

また、前記1のとおり多くの主要国とFTAを締結しており、現在22のFTAで61か国と自由貿易関係にある。^(注8)

しかし、一方で前記2のとおりセンシティブ品目を抱えており、対EU、韓国等の多くのFTAにおいて小麦、小麦粉、砂糖を関税削減の対象外品目としていることに留意が必要である(これらについての詳細は、後記(4)bのとおり)^(注9)。P4協定においても、上限関税のもとに下記(2)の価格バンド制が認められており、対象品目は06年の協定発効後10年かけて上限関税が削減・撤廃される(15年に無税化)。

農産物の輸出促進は、73年のピノチェト

軍事政権発足後に、外務省傘下にチリ版ジェトロである輸出振興局（PROCHILE）を設けて推進してきた。

なお、11年12月には米国、カナダを排除した中南米33か国が参加する「ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体（CELAC）」が発足し、チリはその議長国を務めている。米国主導の米州機構（OAS=35か国）に対抗したもので、チリはその米国依存からの脱却を模索しているともいえよう。また、12年6月には中南米の自由貿易志向の太平洋側4か国（チリ、ペルー、メキシコ、コロンビア）で「太平洋同盟（Alianza del Pacifico）」という経済共同体を設立し、経済統合とアジア地域との貿易関係強化を目指している（JETRO通商弘報他）。

（注8）JETRO海外ビジネス情報他。

（注9）北野（2011）、USDA FAS（2009）、USTR（2002）他。

（2） 価格バンド制と今後の見通し

価格バンド制度とは、センシティブ品目を守るための「特定関税」制度、すなわち可変関税制度のことであり、小麦、小麦粉、砂糖の輸入において、政府設定の価格枠を下回る価格での輸入に対しては関税を増加させる措置である。価格枠を上回る価格での輸入に対しては、その分関税を減免する。

85年から小麦、砂糖、植物油を対象に始まり、後に小麦粉が加わった。WTOのパネル裁定によって見直しを要請されて、政府は03年には植物油を外し、残り3品目についても大幅変更を表明した。その結果、08年から14年にかけて当該価格を順次低下さ

せることとなり、14年には廃止を含めた検討がなされることとなった。

なお、WTO譲許税率は、小麦、小麦粉は31.5%、砂糖は98%となっている。

（3） FTAの締結状況

チリは、現在22のFTAで61か国と自由貿易関係にある。具体的には、米国、EU、カナダ、メキシコ、メルコスル（南米南部共同市場：アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ）、ペルー、中米5か国（コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、ニカラグア）、^{（注10）}ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ボリビア、韓国、EFTA（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、中国、P4（ニュージーランド、シンガポール、ブルネイ）、日本、パナマ、インド、オーストラリア、トルコ、マレーシア、^{（注11）}ベトナムとの間でFTA協定関係にある。

前記のとおり、チリのFTA締結相手国のGDPが世界全体のGDPに占める割合は87.3%と、2位のメキシコ（71.6%）、3位韓国（60.9%）を上回る世界の網羅性を誇っている（韓国企画財政省）。

（注10）チリとコスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラとの2国間において各議定書に基づき関税減免が発効。

（注11）ベトナムについては調印のみで未発効。

（4） 農産物の貿易動向

a 農産物全体および果実

チリ全体の輸出入動向を見ると、農林水産物の輸出額は44億ドルで、輸出総額710

億ドルの6.1%を占め、うち果実が37億ドルで、同5.2%を占める。ワインも他の加工食品類と合わせて78億ドルと、同11.0%を占める(10年)(第7表)。チリ全体の輸出の主役は鉱工業製品だが、農林水産物、ことに果実の重要性が分かる。

一方、同様にチリ全体の輸入動向を見ると、農林水産物の輸入額は7.7億ドルで、輸入総額590億ドルの1.3%にとどまる。しかし、飲料、アルコール類、たばこを加えた加工食品類は35億ドルで、6.0%を占めている(10年)。

チリの農林水産物貿易収支は、当然のことながら圧倒的な輸出超過だが、今後においては今以上の一次産品の加工度の向上や食品工業の発展が求められているといえよう。

農産物に限ってその貿易収支の推移を見ると、ブドウ、リンゴの生産量が増加し始

第7表 チリの品目別輸出動向(金額ベース)

(単位 百万ドル, %)				
	09年	10年	構成比	伸び率
GDP(伸び率は実質)	160,859	203,443	34.9	5.2
輸出総額	53,735	71,028	100.0	32.2
農林水産物	3,635	4,364	6.1	20.1
うち果実	3,011	3,708	5.2	23.1
林産物	22	35	0.0	61.6
水産物	62	72	0.1	16.0
鉱産物	31,183	45,054	63.4	44.5
工業製品	17,075	19,541	27.5	14.4
うち加工食品類・飲料・アルコール類・たばこ	7,730	7,808	11.0	1.0
木材・木製家具・セルロース・製紙	4,154	4,961	7.0	19.4
その他	1,843	2,070	2.9	12.3

資料 JETRO(原資料チリ中央銀行)

(注) 1 通関ベース。

2 GDPの構成比欄は、輸出総額がGDPに占める割合。

めておよそ10年後の84年に黒字化し、その後はそれらの増加に合わせて傾向的に拡大してきた(FAOSTAT)。

主要農産物の品目別の輸出動向は、前記3(2)のとおりだが、その輸出先を見ると、米国が圧倒的に多い。これは、ブドウ、リンゴともに共通している。なお、ワインも英国と並んで同率首位につけている。チリのブドウ、リンゴは、季節の逆転性を武器とした、主として北半球の先進国を中心とした輸出先国構成を持つてはいるが、米国への集中度は、ブドウで53%(輸出量ベース)、リンゴで15%と高いものとなっている(第8、9表)。ワインでは、英国と米国で33%を占めている。

第8表 チリブドウの主要輸出先国(2010年)

(単位 百万ドル, 千トン, ドル/kg)			
	輸出額	輸出量	単価
世界計	1,345	781	1.7
米国	727	413	1.8
オランダ	105	68	1.5
英国	84	50	1.7
ロシア	63	41	1.5
韓国	62	31	2.0
香港	49	25	1.9
その他	254	153	1.7

資料 UN comtradeから作成

第9表 チリリンゴの主要輸出先国(2010年)

(単位 百万ドル, 千トン, ドル/kg)			
	輸出額	輸出量	単価
世界計	647	843	0.77
米国	103	123	0.84
その他アジア	58	52	1.13
コロンビア	56	77	0.73
オランダ	43	58	0.75
サウジアラビア	42	59	0.71
エクアドル	32	48	0.66
英国	30	36	0.83
ロシア	28	38	0.73
ペルー	28	47	0.58
アラブ首長国連邦	20	29	0.70
その他	208	277	0.75

資料 第8表に同じ

果実全体の輸出先を地域別にくくって見ると、①米国・カナダが39%で横ばい傾向、②EUが30%で同傾向、③季節の同じ南米が14%で急増傾向、④アジアが13%で中国を中心に急増傾向にある。なお、生産者の取り分は、輸出額の17%にとどまる^(注12)（10年）。

b センシティブ品目

チリにとっての最大のセンシティブ品目である小麦は、10年で総量63.2万トンが主として米国（47万トン）、カナダ（14万トン）、アルゼンチン（2万トン）から輸入されている。この3か国からの輸入は長期的に見ても大きな変化はない（UN comtrade）。輸入関税率も3か国とも価格バンド制の対象で変わりはない。ただし、対米FTAでは小麦輸入関税の上限は段階的に引き下げられる途上で、撤廃は15年に予定されている。また、対カナダFTAでは14年に撤廃される（www.worldtariff.com, USDA FAS（2009）, USTR（2002）他）。08年以降にアルゼンチンからの輸入量が減少しているが、これはアルゼンチンが国内対策から輸出規制を行ったためと考えられる。FTAの関係から見ると、12年現在では豪州からの輸入関税はチリ・豪FTAにより3%であり、ペルーからは4.02%、コロンビアからは無税であるが、小麦輸入量への大きな影響は無い。

小麦粉は、10年で総量1.3万トンが主としてアルゼンチン（8千トン）、オランダ（5千トン）から輸入されている。長期的には、オランダからの輸入が増えている（UN comtrade）。輸入関税率やFTA関税率は、

小麦と同様となっている。

なお、米国とのFTAでは、小麦、小麦粉、砂糖に関する輸入関税も発効12年後（15年）に撤廃される（EU、韓国とのFTAでは、小麦、小麦粉、砂糖は関税撤廃の対象外^(注13)）。上記3か国（豪州、ペルー、コロンビア）および米国、カナダ、P4以外とのFTAでは、小麦、小麦粉は関税削減の対象外になっているものと考えられる（www.worldtariff.com他）。

砂糖は、10年で総量41.6万トンが主としてコロンビア（19.1万トン）、グアテマラ（11.8万トン）、アルゼンチン（9.5万トン）から輸入されている。長期的に見ると、15年前の95年には、総量13万トンが主としてグアテマラ（6.1万トン）、アルゼンチン（3.4万トン）、ブラジル（2.1万トン）、米国（1.4万トン）から輸入されていた。これが00年になると、米国からの輸入量が激減し、代わってコロンビア（5万トン）が登場する。しかし、コロンビアとのFTAは09年5月発効であり（現在の対コロンビア粗糖輸入関税は無税だが）、コロンビアの登場はFTAの効果ではないといえる。05年には現在の輸入先国構成にブラジル（2.1万トン）が加わったが、ブラジルからの輸入関税無税化はメルコスルへ準加盟した96年以来のことであり、ブラジルの登場もFTAの効果ではないといえる。

なお、現在の砂糖輸入関税は、コロンビアからはFTAで無税、グアテマラからはFTAで無税（FTA発効は10年3月）、アルゼンチンからはメルコスルで無税となっており（UN comtrade, www.worldtariff.com）。

あたかもFTAの輸入関税削減効果によって3か国からの砂糖輸入が行われているように見える。しかしFTAによる砂糖の輸入関税削減は、12年現在で無税化では対豪州、削減では対カナダ(1.09%)、ペルー(4.02%)にもあり、決してFTAによるものではないといえる。なお、これらの国(コロンビア、グアテマラ、豪州、カナダ、ペルーとメルコスル正式加盟のブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ)および米国、P4以外とのFTAでは、砂糖は関税削減の対象外になっているものと考えられる(www.worldtariff.com他)。

(注12) 筆者11年12月Fedefruta(チリ果実生産者連盟)ヒアリング。

(注13) 北野(2007)、USDA FAS(2009)、USTR(2002)他。

(5) 日・チリFTAの動向

最後に、チリの日本とのFTAについて簡単に見ておこう。日本とチリは05年1月にFTAに関する共同研究会の立ち上げを合意した後、06年2月から11月までの交渉を経て、07年3月にFTAを包含する、より協定対象範囲の広い「日本・チリ経済連携協定(EPA)」に調印し、同年9月に発効させた。^(注14)

日本からチリへの主な輸出品目は、自動車、電気・一般機械等で、主な輸入品目は、銅鉱・銅地金、さけ・ます、木材チップ等で日本の輸入超過であり、農林水産物貿易においても日本の大幅な輸入超過となっている。日本からの農林水産物輸出額は11百万ドル(輸出総額27億ドルに占める割合は

0.4%)、チリからの同輸入額は23億ドル(同輸入総額78億ドルの29.1%)となっている(10年、農林水産省海外農業情報)。

FTA発効前後の変化を見ると、直後では日本からの輸出の増加の方が大きい。これは、日本のチリからの主要輸入品目がFTA以前から無税であったことや、関税引下げペースが緩慢なこと、逆にチリの日本からの輸入品目に関しては、無税化された石油製品の輸出が増加したこと、またFTA以前には6%の輸入関税がかかっており、それが即時撤廃されたことによるものと考えられる。^(注15) その後の08~10年では、日本からの輸出額は09年に一旦減少するものの増加基調にあり、チリからの輸入額は08、09年と減少し、10年には復活・拡大した(UNcomtrade)。

いずれにしろ、日・チリFTAにおいても、チリは小麦、小麦粉、砂糖を関税撤廃の対象外としている(日本側も同様、外務省日チリEPAホームページ)。

(注14, 15) 道下(2010)

おわりに

FTAは何のために結ぶのだろうか。端的には、自由貿易相手国を増やして自国産品の輸出を促進することだろう。一般的には、自国に優位性のある輸出品と、比較劣位にある輸入品目には違いがあって、輸入品目についてはできるだけ輸入を押しとどめたい意向が働く。このため、FTAで相手国に要求する関税削減品目・程度・時期

のリクエストと、自国産品に関する関税削減のオファーには差異があって、国内保護と自由貿易権益の享受の間にはトレードオフの関係が成り立つ。各国は、できるだけ少ない犠牲で、できるだけ多くの収益機会を得ようとする。

また国内の犠牲は、単なる産業政策上や経済厚生の問題とは全く別に、自国の食料安全保障の観点からも、極小化が求められる。一般的には、ある事情で国内自給が損なわれていたり、比較劣位性等が明らかである場合には、現行の自給率を守ろうとする考えと、輸入を促進して国内需要を満たしやすくしようとする考えが対立する。中国やインドの油糧種子輸入自由化や、ブラジルの小麦輸入自由化は後者に属するものといえよう。しかし、中国の油糧種子の実質的輸入自由化は穀物メジャーに牛耳られた点で失敗し、インドの植物油輸入自由化はパーム油を巡るインドネシア、マレーシアとの貿易摩擦を生じ、ブラジルの小麦輸入自由化も国内生産基盤を棄損し、08年の穀物価格高騰時のアルゼンチンの小麦の輸出規制において、メルコスルというFTA以上に緊密な関税同盟関係にありながら特別扱いを得られなかった。

世界最大の農産物純輸入国である日本においては、農産物は戦略物資であるという国際政治上常識となっている正しい認識を持って、戦略的にその生産基盤を守っていく必要がある。TPPは各種の問題点を含んでいるが、食料の側面では、その旗印である「例外なき関税削減」を求められ、食

料安全保障が損なわれるのが一番の問題点である。

チリは、50年代に負担となっていた農産物貿易における輸入超過を解消するために、ほぼ自給していた小麦の収穫面積を減少させつつ新たな輸出産品の目玉として果実生産を促進してきた。さらに、もう一方でその輸出促進のためにFTAを推進しつつ、同時に生産減となった小麦の保護も合わせ行ってきた。これらは、優れて戦略的な国家政策であるといえよう。食料戦略なき日本の迷走は、地球の裏側チリにはどのように映っているだろうか。

<参考文献>

本稿は、基本的に筆者が2011年12月に行ったチリ現地聞き取り調査をベースとしたもので、調査先は、ODEPA, Fedefruta, IER, SNA, 第7州クリコ県サグラダファミリア市内L大規模農業法人、同・中規模農家B氏、モリーナ農業高校他であり、ご協力を頂いた在チリ日本国大使館に感謝申し上げます。

- ・岡本由美子(2006)「活発化するチリの対アジア太平洋地域外交」『ラテンアメリカ・レポート』アジア経済研究所, Vol.23, No.1
- ・北野浩一(2007)「第7章 チリ-影響力の大きい部門別業界団体-」『FTAの政治経済学-アジア・ラテンアメリカ7カ国のFTA交渉』アジ研選書(7)アジア経済研究所
- ・北野浩一(2011)「チリのFTA/EPA戦略と農業」『農業と経済』臨時増刊号, 昭和堂, 5月
- ・中西三紀(2007)「グローバリゼーションとチリ農業」『グローバリゼーションと世界の農業』大月書店
- ・中西三紀(2010)「チリ:国家主導から新自由主義へと至る政策の変遷と生鮮果実輸出大国化」『果実日本』日園連, 2月
- ・道下仁朗(2004)「新自由主義の進展と課題-ルールの模索とチリの経験」『国際問題』日本国際問題研究所, 11月
- ・道下仁朗(2010)「チリのFTA戦略と日本・チリEPAの現状」『松山大学論集』22巻5号, 12月

- ・星野妙子 (2007) 「ラテンアメリカの一次産品輸出産業の新展開」『ラテンアメリカ・レポート』アジア経済研究所, Vol.24, No.2
- ・New Zealand Ministry of Foreign Affairs And Trade (2005), "THE NEW ZEALAND - SINGAPORE - CHILE - BRUNEI DARUSSALAM TRANS-PACIFIC STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP"
- ・ODEPA (2005) "Panorama de la Agricultura Chilena 2nd edition"
- ・P4協定書本文 (TRANS-PACIFIC STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT)

<http://www.mfat.govt.nz/downloads/trade-agreement/transpacific/main-agreement.pdf>

- ・P4協定書付属書1チリの関税削減スケジュール (Annex 1: Schedule of Chile: Tariff Elimination) <http://www.mfat.govt.nz/downloads/trade-agreement/transpacific/annex1-chile.pdf>
- ・USDA FAS (2009) "U.S.-Chile Free Trade Agreement", FACT SHEET
- ・USTR (2002) "Free Trade with Chile: Summary of the U.S.-Chile Free Trade Agreement"

(ふじの のぶゆき)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2011

A4判, 180頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

〈頒布取扱方法〉

編集…株式会社農林中金総合研究所
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12 TEL 03(3233)7744
FAX 03(3233)7794

発行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱…農林中金ファシリティーズ株式会社
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

〈発行〉 2012年4月